

販路開拓をお考えの小規模事業者・商店会・業種組合の皆様へ!!

令和6年度

府中市小規模事業者販路開拓等補助金

- **経営計画に基づいて実施する販路開拓等**
- (生産性向上)の取り組みに対し**30万円**を上限に補助金(補助率:2/3)が出ます
- 計画の作成や販路開拓の実施の際、**商工会議所の指導・助言**を受けられます
- ※ただし原則府中市内の事業者への発注に限ります。

募集開始時期:令和6年4月11日(木)~

《事業の目的》

むさし府中商工会議所を活用しながら、地域課題の変化に応じた持続的な経営に向けた取り組みを支援し、地域の原動力となる小規模事業者等の活性化を図ります。

持続的な経営に向けた経営計画に基づく、小規模事業者等の販路開拓等の取り組みを支援するため経費の一部を補助するものです。

《対象となる取組の例》

- ① 広告宣伝
 - ・新たな顧客層の取込を狙い、チラシを作成・配布
 - ・店舗の認知度向上を目的とした看板の設置
- ② 集客力を高めるための店舗改装
 - ・幅広い年代層の集客を図るための店舗のユニバーサルデザイン化
- ③ 商談会・展示会への出展
 - ・新たな販路を求め、国内外の展示会へ出展
- ④ 新たな商品・サービス提供のための製造機器の導入・試作開発の実施
 - ・3Dプリンターを導入し、新商品の開発
 - ・原材料を購入して新製品・商品の試作開発
- ⑤ ITを活用した広報や業務効率化
 - ・ホームページの開設やネット販売システムの構築、管理システムの導入

【お問い合わせ先・申請先】

むさし府中商工会議所 電話:042-362-6421 E-mail:info@tama5cci.or.jp

府中市緑町3-5-2

【概要】

※詳細は公募要領等をご確認ください。

(URL) <https://www.tama5cci.or.jp/chamber/2024/hanrokaitaku/index.html>

◆補助対象者

東京都府中市で事業を営んでいる小規模事業者[商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成5年法律第51号)第2条を準用]および一定の要件を満たした特定非営利活動法人・東京都府中市に属する商店街組合・府中市内に属する業種組合

【従業員基準】

商業・サービス業(宿泊業・娯楽業以外)	常時使用する従業員の数 5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数 20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数 20人以下

※特定非営利活動法人は「製造業その他」の従業員基準を用います。

◆対象となる事業

・経営計画に基づき、商工会議所の支援を受けながら実施する販路開拓等のための事業

◆補助対象経費

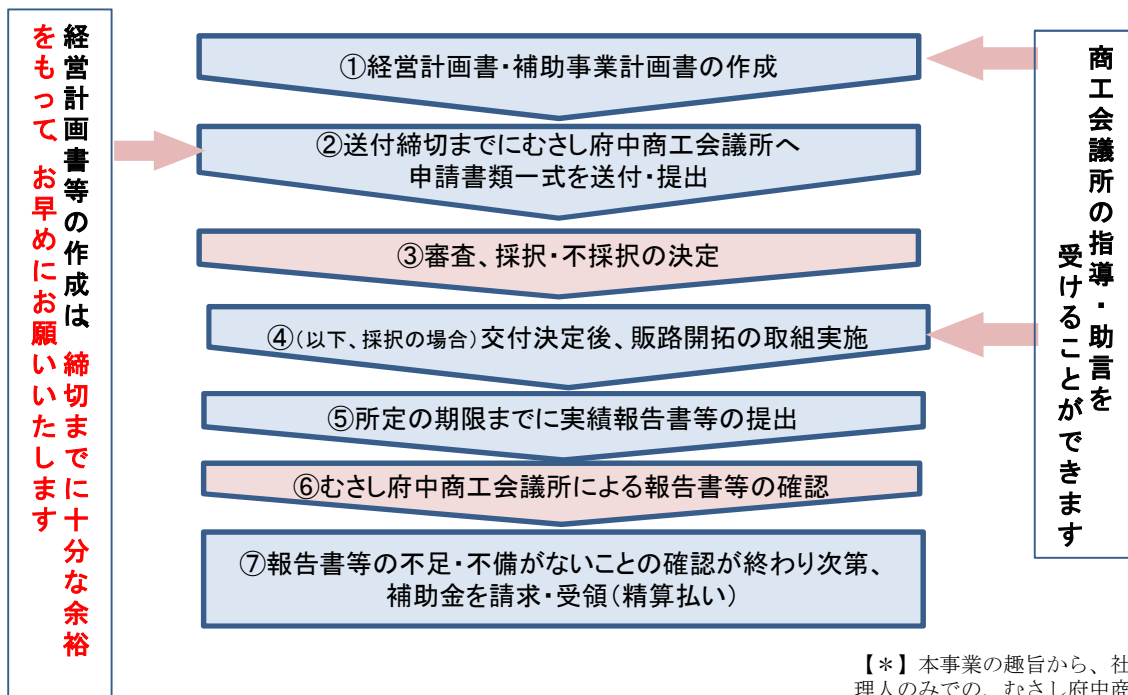
機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、設備処分費(補助対象経費総額の1/2が上限)、委託費、外注費

◆補助率・補助額

・補助率 補助対象経費の2/3以内

・補助額 上限30万円

◆申請から補助金受領までの基本的な手続の流れ



【*】本事業の趣旨から、社外の代理人のみでの、むさし府中商工会議所への相談や「事業支援計画書」の交付依頼等を行うことはご遠慮ください。

◆手続きの期限等

	第1回締切	第2回以降(補助予算なくなり次第終了)
1. 申請書類一式の送付締切(上記②)	2024年4月30日(火) 【締切日必着】	毎月月末(最終:11月29日(金)) (締切日必着)
2. 採択結果公表	2024年5月中旬頃予定	提出月の翌月中旬ごろ
3. 補助事業の実施期間 ※補助経費区分によって異なりますので、 詳細は公募要領をご確認ください。	交付決定通知受領後から 2025年1月31日(金)まで	交付決定通知受領後から 2025年1月31日(金)まで ※実績報告書提出 2025年2月28日(金)必着

※2024年4月11日(木)より申請受付開始しております。